

令和 2 年 11 月 臨時会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 2 年 11 月 26 日

富士山南東消防組合議会

令和2年富士山南東消防組合議会11月臨時会会議録目次

(11月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	4
○議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案	4
○議第19号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の変更について	4
○閉会の挨拶	6
○閉会の宣告	7
○署名議員	7

令和2年富士山南東消防組合議会11月臨時会会議録

議 事 日 程

令和2年11月26日（木曜日）午前11時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 4 議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 5 議第19号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 4 議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 5 議第19号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合同規約の変更について
-

出席議員（9名）

1番	杉 澤 正 人 君	2番	堀 江 和 雄 君
3番	柏 木 豊 君	4番	井 出 春 彦 君
5番	藤 江 康 儀 君	6番	川 原 章 寛 君
7番	松 田 吉 嗣 君	8番	佐 野 利 安 君
9番	杉 山 茂 規 君		

欠席議員（1名）

10番 土 屋 主 久 君

説明のため出席した者

管 理 市 者 長	豊 岡 武 士 君	副 管 理 市 者 長	高 村 謙 二 君
消 防 長	風 間 光 明 君	消 防 次 長	一 之 瀬 徳 博 君

三島消防署長 久保田 真 雄 君 裾野消防署長 佐野 利 信 君
長泉消防署長 加藤 浩 昭 君 総務課長 羽田 浩 二 君
予防課長 下山 和 典 君 警防救急課長 鈴木 清 明 君
通信指令課長 檜 田 晃 君

議会事務担当職員

書 記 草間 昌 彦 君 書 記 小野 菜々子 君

開会 午前11時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和2年富士山南東消防組合議会11月臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、10番 土屋主久君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、8番 佐野利安君、9番 杉山茂規君の両君を指名いたします。

◎議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第19号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第5 議第19号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第17号から議第19号までの3件の議案につきまして、一括してその提案要旨を御説明申し上げます。

初めに、議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院から一般職の国家公務員の期末手当の支給割合を引き下げる勧告が行われたことを受け、本組合条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和3年1月1日に施行され、同法の改正において用語が見直されることに伴い、本条例においてもこれと同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議第19号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更につきましては、静岡州市町総合事務組合の構成団体の数が今年度末に減少すること、また、これに伴う組合規約の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては消防長から御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、私のほうから詳細につきまして議第17号から第19号までの3件について御説明申し上げます。

初めに、議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につ

いてであります。これは、令和2年10月7日付で国家公務員の一般職の職員の給与に関して行われた人事院勧告を踏まえ、本組合におきましてもこれに準じた改正を行うものであります。改正の内容といたしましては、本年度から期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるものであります。

続きまして、議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和3年1月1日に施行され、地方税法に規定されております延滞金、還付加算金等の割合の計算基礎となる特例基準割合の用語が見直され、延滞金に係るものについては延滞金特例基準割合に改められることに伴い、本条例においてもこれと同様の改正を行うものであります。

次に、議第19号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更についてであります。これは、本組合が加入しております静岡州市町総合事務組合の構成団体であります相寿園管理組合が令和3年3月31日付で解散することに伴い、同組合を構成する団体数が減少すること、また、構成団体の減少に伴う静岡州市町総合事務組合規約の変更をしようとする事について、地方自治法第290条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議第17号から議第19号までの提案要旨の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの説明が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第17号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第17号は原案どおり可決されました。

次に、議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第18号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第18号は原案どおり可決されました。

次に、議第19号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第19号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第19号は原案どおり可決されました。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和2年富士山南東消防組合議会11月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会臨時会を招集させていただき、御提案いたしました議案につきまして慎重に御審議の上議決を賜り、誠にありがとうございました。

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない状況下において、皆様方におかれましても感染予防に努めていただいているところでありますけれども、消防職員の感染防止も日常的な感染対策のほか、とりわけ救急業務におきましても万全の感染防護策を施し、引き続き緊張感を持って対応してまいります。

また、過日、当消防組合の職員が通勤途上で交通事故により尊い命を落とすこととなりました。永年消防職員として奉職され、消防防災業務に尽力し、あと数か月で定年を迎えるところでありましたので、亡くなられた職員の無念さ、そして残された御家族の心中をお察し申し上げますと、悲しみに耐えられません。亡くなられた職員に哀悼の誠を捧げるとともに、御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

同僚を事故で失った悲しみはすぐに癒えませんが、緊急自動車を運行する職場でございますので、改めて交通法規の遵守や日頃からゆとりある運転に心がけるなど、交通事故防止の徹底に努めてまいります。

終わりになりますけれども、議員各位におかれましては、晩秋らしい寒さを感じることも増えてきましたので、御自愛をいただくとともに、皆様の御健勝とますますの御活躍を心より御祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和2年富士山南東消防組合議会11月臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和2年11月26日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 佐 野 利 安

署 名 議 員 杉 山 茂 規